

五監公告第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

令和4年10月28日

五 泉 市 監 査 委 員

酒 井 俊 明

佐 藤 浩

1. 基準に準拠している旨

監査委員は、五泉市監査基準（令和2年3月25日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を実施した。

2. 監査の種類

定期監査

3. 監査の対象

企画政策課

4. 監査の範囲

令和4年度の財務に関する事務、事業の執行等

5. 監査の方法及び着眼点

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

6. 監査の実施場所及び期間

(1) 実施場所

監査委員事務局及び監査対象の執務室等

(2) 実施期間

令和4年9月30日～令和4年10月26日

7. 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務処理は法令等に適合し、おおむね良好に執行されているが、一部において不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い改善又は検討を要望した。

地方自治法第199条第14項の規定により当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

備品の増減について、備品台帳への記載が適切に行われていない状況が見受けられる。また、備品であるバス停留所標識について、乗合バス協議会に預けている予備分の実数が把握されておらず、台帳上の数量と一致していない状況となっている。備品及び台帳の適正な管理に努められたい。

(2) 所見

限りある行政資源を有効活用し、効率的な財政運営を行うため策定された第3次五泉市行財政改革大綱・五泉市行財政改革実行プログラムは、今年度で計画期間が満了する。次期計画を策定するにあたっては、今期計画について十分検証し、検証により得られた問題点や課題に重点的に取り組むものとし、安定した行政運営のため引き続き行財政改革に努められたい。

また、企画政策課が携わる男女共同参画推進計画、総合戦略、DX推進方針等、他の計画とともに市の最上位計画である第2次総合計画を支え、総合計画に掲げる市の将来像実現に向けた歩みを着実に進められたい。